

ESCO TECHNOLOGIES社

ベンダー行動規範

この「ベンダー行動規範」は、ESCO Technologies 社およびその子会社（以下「ESCO」と総称）のベンダー、サプライヤー、代理人、エージェント、下請業者およびビジネスパートナー（以下「ベンダー」と総称）に要求される行動とビジネス慣行の最小限の基準を定めるものです。

ESCO ではベンダーが独立した事業体であることを認識しています。とはいえ、1ベンダーの行動は、ESCO とそのビジネス上の評判に反映することがあり、場合によっては直接影響を及ぼすことさえあります。従いまして、ESCO ではそのベンダーに対し、一般に認められている業務行動基準に従い、適用法の精神ならびに条項を反映するやり方でビジネスを行い、またベンダーの社員、エージェント、下請業者（以下「代理人」と総称）にも同様にしよう要求することを求めるものです。

この「ベンダー行動規範」はあくまで最小限の要件にすぎず、補足であって、ESCO とベンダーの間に交わされているいかなる契約の特定義務にも取って代わるものではありません。ベンダーがこの「ベンダー行動規範」と ESCO との特定の契約またはベンダーのその他の義務との間になんらかの矛盾があると確信する場合には、ベンダーは直ちに後述の「疑わしい行動または違反の疑いの報告」の項の記載に従って ESCO に通知する必要があります。

法律および規制順守の慣行

ベンダーはそのビジネスに適用されるすべての法律および規制を順守しなければならず、その代理人にも同様にしよう要求しなければなりません。

特に、また制限なく、ベンダーとその代理人は以下を行うものとします。

- 米国海外腐敗行為防止法および英国 2010 年贈収賄防止法その他を含め、事業を展開している国々の腐敗防止法を順守し、いかなる外国の公務員に対しても、取引を獲得もしくは保持する目的で、直接または間接の支払いをしたり、金銭またはその他価値ある物を申し出たり、約束したりしない。
- その他いかなる者に対しても、不正に取引を獲得もしくは保持する目的で、直接または間接の支払いをしたり、申し出たり、約束したりしない。
- 適用される貿易管理および反ボイコット法ならびに ESCO の製品に該当するすべての輸出、再輸出、輸入の要件を順守する。
- 事業を展開している法域内の独占禁止法および公正競争法を順守する。
- 該当する環境・健康・安全関連法規を順守する。
- すべての法的、契約上、規制上の要件の完全順守により、業務記録を作成、保持、保護、処分する。
- 規制当局係官および政府役人との話し合いにおいては正直、直接的、かつ誠実であること。

ビジネス慣行

該当する法規要件の順守以外に、ベンダーはそのビジネス活動を誠実さをもって、最高度のビジネス行動基準に従って実施し、その代理人にも同様にしよう求めなければなりません。ベンダーは ESCO の「企業行動・倫理規範」（ESCO のウェブサイトに掲載）に記述されている、ESCO 社員に求められている具体的な行動基準を知っておく必要があり、その基準の違反となるようないかなる行為も、ESCO の社員にするよう仕向けたり、仕向けようとしたり

してはなりません。

特に、また制限なく、ベンダーとその代理人は以下を行うものとします。

- ESCO の施設内に居る間、または ESCO のために行動している間は、常に職業的な態度を取る。
- ESCO 社員との折衝において、利益相反となることや、そのように見えるようなことは避ける。
- 公務員に対しわずかな価値以上の贈り物を与えたり約束したりしない。
- 普通の業界ポリシーや現地の慣行を超えて、またはベンダーないしは ESCO のために不正なまたは不当なビジネス上の優位性を獲得する目的で、公務員またはその他の者に対し、贈り物を与えたり約束したり、または食事や接待を提供したりしない。
- 現金の贈り物を供与したり約束したりは決してしない。ESCO の社員または代理人に対し、賄賂や割戻し、またはその他インセンティブを申し出ない。そのような申し入れの勧誘を受けたベンダーは、後述の「疑わしい行動または違反の疑いの報告」の項の記載に従って ESCO に報告しなければなりません。
- 一般投資家には公開されていないが株を売買する投資家の決定に影響を及ぼすであろう、ESCO についての情報を保有しながら、ESCO の株を売買しない。
- 著作権、商標、企業秘密その他を含め、ESCO の知的財産権を順守し尊重する。また、ESCO により提供される未公開情報は、許可された ESCO 関連のビジネス目的にのみ使用する。
- 製品およびサービスに対しては該当する契約者発注書に従って正直かつ正確に請求する。
- ESCO の上級役員による文書での明示的な許可を得ていない限りは、ESCO またはそのビジネスについてマスコミに話したり、公開声明を投稿したりしない。

雇用慣行

ベンダーには、職場における人権および機会均等に対する ESCO のコミットメントを共有することが求められています。ベンダーはその雇用慣行を世界各地のすべての事業所で、すべての該当法規の完全順守をもって実施しなければならず、また、その代理人にも同様にしよう要求するものとします。

特に、また制限なく、ベンダーとその代理人は以下を行うものとします。

- 不法な差別行為なしに業務を進め、セクハラやその他嫌がらせのない職場を維持し、社員の身体的または口頭での虐待を禁止する。
- 安全で健康的な職場環境を提供し、すべての適用される安全と健康に関する法規および慣行を完全に順守する。
- ESCO の施設内に居る間または ESCO 関連業務中の不法薬物の使用、所持、配布、または販売を禁止する。
- 契約労働、債務労働、囚人労働など、不本意なまたは強制による労働力は使用しない。
- すべての適用される最小就業年齢に関する法律を順守し、いかなる場合にも児童労働は使用しない。
- 報酬、規定外労働時間、勤務時間、労働条件に関するすべての適用法を順守する。

第三者の権利の作成無し

この「ベンダー行動規範」は、第三者に何らの権利も与えるものでもありません。ベンダーまたは代理人には、ESCO に対する本「ベンダー行動規範」に基づくいかなる権利もなく、同規範の解釈および強制は、ESCO に単独の裁量権があります。

疑わしい行動または違反の疑いの報告

ベンダーは、本ベンダー行動規範に関して疑問や懸念がある場合、それを ESCO 側の主要連絡相手に、または主要取引関係のある ESCO 子会社の事業体倫理責任者に提起できます。不正行為の疑いについては、当該倫理責任者または以下に示す ESCO の各担当責任者に報告する必要があります。

- 本部倫理問題相談員： Corporate Ethics Official, Attn: V.P. Human Resources, ESCO Technologies Inc., 9900A Clayton Road, St. Louis, MO 63124
電話: (314) 213-7226、
電子メール: corporateethicsofficial@escotechnologies.com
- 法務担当責任者： General Counsel, ESCO Technologies Inc., 9900A Clayton Road, St. Louis, MO 63124
電話: (314) 213-7217
電子メール: escollegal@escotechnologies.com
- オンブズマン： Ombudsman, ESCO Technologies Inc., 9900A Clayton Road, St. Louis, MO 63124
電話（米国のみ）：オンブズマンホットライン (800) 272-0872 番
電子メール: Ombudsman@escotechnologies.com

不正行為の疑いについては、匿名で報告することもできます。質問の問い合わせ、懸念の提起、または不正行為の疑いの報告をする人の身元は、合理的に可能な範囲で保護されます。英語以外の言語での質問や報告は、書面の形で提出される必要があります。

懲罰や報復の禁止。

ESCO では、誠意を持って、疑問を提起または助言を求め、あるいは、疑問の持たれる振る舞いや違反の可能性を報告した者に対する、どのような懲罰や報復も容認いたしません。

* * * * *

受領と確認

下記署名ベンダーは、本「ベンダー行動規範」のコピー1部の受領を確認し、ESCO とのその取引関係の過程で同規範の条項を順守することに同意する。

ベンダー: _____
(活字体)

署名者: _____
(署名)